パキスタン治安情勢

【安全対策連絡協議会　配付資料】

2019.4
在パキスタン日本国大使館
領事警備班

テロ・治安情勢概況（現状認識）

現状認識と最近の趨勢

● パキスタン国内における２０１８年のテロ発生総件数は，２６２件であり、対前年比で２９％減，テロ死者数は同比２７％減となり，統計上は治安の改善が認められる。政府一体となってのテロ対策（軍事作戦，国家行動計画（NAP））が奏功し，テロ事件の発生件数は５年連続で大幅な減少。
※ピーク時（２００９年：２、５８６件，死者数３、０２１人）から大幅に改善。

● 自爆テロは１９件発生し，昨年の２４件と比べ、２１％減少した。

● 主要な攻撃対象は，警察・軍等治安関係者であり、このほか政党関係者，少数宗派関係者等もターゲットとなるなど，ソフトターゲットへの攻撃も確認された。なお、外国人を意図的に標的とした事案は少ない。

● 軍事作戦により，ミリタントは大きな打撃を受け，旧ＦＡＴＡの主要勢力はアフガニスタンに逃避。一方で，依然として，一定頻度で大規模テロ事件が発生。アフガニスタン側から侵入しての越境攻撃が多い。

● アフガニスタンに拠点を置くＩＳホラサンとこれに影響を受けた国境付近の地元ミリタントによるテロ事件も続発。当初，政府はほぼ一貫して国内におけるＩＳの存在を否定したが，２０１５年７月にＩＳを活動禁止団体指定。最近でも，イスラマバード市内にＩＳの旗が掲示されるなど，パキスタン国内にも信奉者，支援者の存在　があることをうかがわせる。

● ５月、クエッタで中国人２名が拉致され、６月、ISが斬首の画像を公表した。ＣＰＥＣ等で経済協力を進める中パ関係に暗雲を投げかけた。

● １１月２３日、カラチ市においてバロチスタン解放軍（ＢＬＡ）によって在カラチ中国総領事館が攻撃され、館内への侵入は阻止されたものの、一般市民を含む５名が死亡した。ＢＬＡはバロチスタン州の分離独立を求めているほか、本年８月にはバロチスタン州においてＣＰＥＣ事業に従事する中国人労働者が乗車したバスをバイクで自爆攻撃するなど、ＣＰＥＣ関連のインフラ開発事業に反対しており、今後も中国関連施設への攻撃の継続を示唆している。

２０１４～２０１８年の治安概況　（出典：パキスタン平和研究所）

	テロ事件数	対前年比	テロ死者数	対前年比
2014年	1206件	30%▽	1723名	30%▽
2015年	625件	48%▽	1069名	38%▽
2016年	441件	29%▽	908名	15%▽
2017年	370件	16%▽	815名	10%▽
2018年	262件	29%▽	595名	27%▽

本年の月別テロ件数　（出典：パキスタン平和研究所）

	件数	前月比	死者数	負傷者数
1月	26	+15	30	69
2月	21	-5	22	47
3月	21	±0	26	73
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				

● **2018年のテロ事件数・死者数ともに，対前年比で減少**

↣ 政府一体となったテロ対策（軍事作戦、国家行動計画（NAP））が、テロ抑制に貢献したと評価
↣ 他方，2018年に発生したテロの特徴として，
① **軍、治安関係者対象のテロが全体の半数**
② **IEDと銃撃によるテロが全体の82%**
③ **自爆テロによる攻撃は19件発生**

州別	イスラマバード	パンジャブ州	KP州（FATA含む。）	バロチスタン州	シンド州（カラチ除く）	カラチ	GB	AJK
件数	0	4	125	115	3	9	5	1
死亡者数	0	20	196	354	1	18	5	1

○ 宗派間対立によるテロ事件(２０１８年)
件数１１件，死者５０名，負傷者４５名（前年２０件発生，７４名死亡、１０６名負傷）

○ 自爆テロ事件(２０１８年)
発生件数１９件。２０１０年の６８件をピークに，発生件数は減少傾向にある。
２０１８年の死者数は２８６名（昨年比２５％減）、負傷者数は７２３名（昨年比１５％減）。自爆テロによる民間人死亡者は２０４名で全死亡者数の４０％を占めており、多数の民間人が犠牲となっている。

2005年～2018年の年間テロ発生件数及び死者

年	発生件数	死者	パキスタン平和研究所調べ
2005年	254件	216名	
2006年	657件	907名	
2007年	1306件	1160名	← ラールマスジッド事件（反政府活動）
2008年（大統領選挙）	2577件	2267名	← マリオットホテル自爆テロ
2009年（総選挙）	2586件	3021名	← 発生数、死者数ともピーク
2010年	2113件	2913名	
2011年	1997件	2468名	← ビン・ラディン殺害
2012年	1577件	2050名	← マララ・ユスフザイ銃撃事件（TTP）
2013年（総選挙）	1717件	2451名	
2014年	1205件	1723名	← TTPがカラチ空港襲撃
2015年	625件	1069名	
2016年	441件	908名	
2017年	370件	815名	
2018年（総選挙）	262件	595名	← BLAがカラチ中国総領事館襲撃

【傾向分析】

○ 2006年以降、2009年までテロ発生件数、死者とも急増、2009年をピークに減少傾向にある。

○ 一方、発生件数の減少率と比較して、死亡者の減少率が小さく、負傷者は逆に増加している。

○ テロ1件あたりの死傷者数が増加。大量殺害ができるように爆発物を改造、多人数が集まる場所を選定。時間差で2回テロ敢行など

イスラマバード市内
治安情勢

イスラマバードにおける一般犯罪発生状況（2015年～2017年）

出典：イスラマバード警察HP

	2015年	2016年	2017年
殺人	115	96	91
誘拐	7	1	3
ダコイト	33	17	18
強盗	328	282	280
侵入強盗	300	259	228
自動車盗	369	255	151
二輪車盗	263	179	197
合計	1415	1089	968

【備考】
- イスラマバード市人口：**約143万人**（2016年調査）
- **銃器を使用した犯罪**が特徴（銃器が容易に手に入ることによる蔓延が要因）
  犯罪件数は、年々減少傾向にある。

イスラマバード中心部の地理

イスラマバード警戒地域（レッドゾーン）所在図

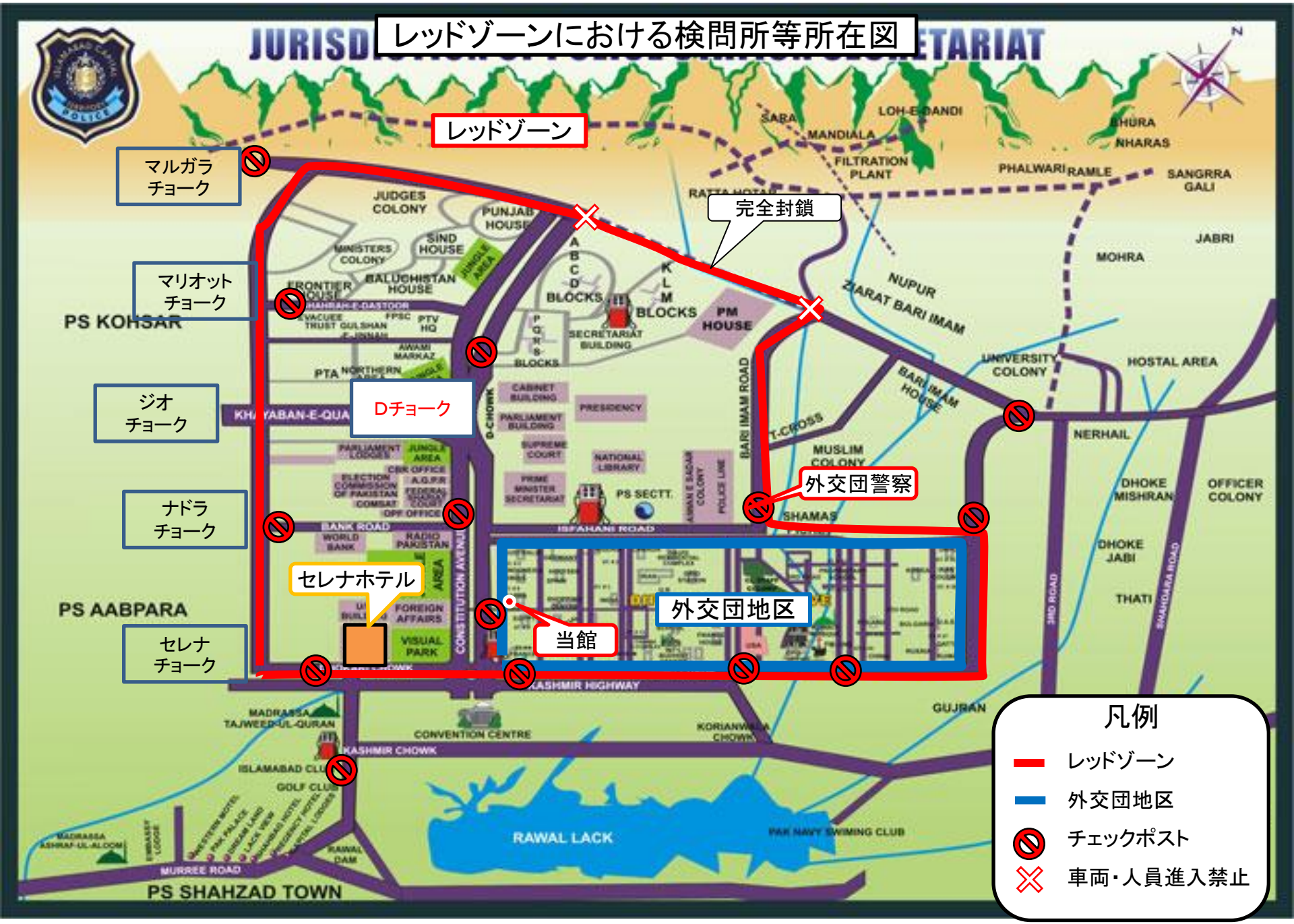
レッドゾーンにおける検問所等所在図
レッドゾーン
マルガラ
チョーク
マリオット
チョーク
ジオ
チョーク
ナドラ
チョーク
セレナ
チョーク
Dチョーク
完全封鎖
外交団警察
セレナホテル
当館
外交団地区
PS KOHSAR
PS AABPARA
PS SHAHZAD TOWN
JUDGES COLONY
PUNJAB HOUSE
SIND HOUSE
BALUCHISTAN HOUSE
FRONTIER HOUSE
A B C D BLOCKS
K L M BLOCKS
P Q R S BLOCKS
SECRETARIAT BUILDING
PM HOUSE
CABINET BUILDING
PARLIAMENT BUILDING
PRESIDENCY
SUPREME COURT
NATIONAL LIBRARY
PRIME MINISTER SECRETARIAT
PS SECTT.
D-CHOWK
BARI IMAM ROAD
T-CROSS
BARI IMAM HOUSE
UNIVERSITY COLONY
HOSTAL AREA
NERHAIL
MUSLIM COLONY
SHAMAS
DHOKE MISHRAN
OFFICER COLONY
DHOKE JABI
THATI
3RD ROAD
SHAHDARA ROAD
NUPUR
ZIARAT BARI IMAM
JABRI
MOHRA
SABA
MANDIALA
LOH-E-DANDI
FILTRATION PLANT
PHALWARI
RAMLE
SANGRRA GALI
BHURA NHARAS
BANK ROAD
WORLD BANK
RADIO PAKISTAN
FOREIGN AFFAIRS
VISUAL PARK
CONSTITUTION AVENUE
ISFAHANI ROAD
KASHMIR HIGHWAY
KASHMIR CHOWK
CONVENTION CENTRE
KORIANWALA CHOWK
GUJRAN
MADRASSA TAJWEED-UL-QURAN
ISLAMABAD CLUB
GOLF CLUB
RAWAL LACK
PAK NAVY SWIMING CLUB
RAWAL DAM
MURREE ROAD
凡例
レッドゾーン
外交団地区
チェックポスト
車両・人員進入禁止

大使館周辺図
首相官邸
内務省
大統領府
マリオットホテル
最高裁
警察署
中国大
プレスクラブ前
ジンナー通り沿い
首相府
警察署
GEO（民放）オフィス前
独大
英大
米大
シーア派宗教施設
当館
外務省
警察官詰所
警察署
仏大
ラール・マスジット周辺
セレナホテル
アッパラ・マーケット周辺
軍関連施設
1km
凡　例
当館
主要ホテル
テロ等の対象となりうる
任国政府関連施設
テロ等の対象となりうる
治安機関施設
テロ等の対象となりうる
主要国公館
デモ・集会実施地域
レッドゾーン
※　当地において一般的にデモ・集会が行われる場所は、実施団体・目的に応じて、
宗教関連施設、メディア関連施設近傍となることが多い。

イスラマバード市内テロ（2007年～2010年）

2007 2009
2008 2010

① 2007/1/26
マリオットホテル
自爆テロ
（2名死亡,5名負傷）

② 2007/7/3~14
ラールマスジット事案
（政府発表：102名死亡,248名負傷）

③ 2007/7/17
F-8地区
地裁前自爆テロ
（15名死亡,44名負傷）

④ 2007/7/27
アッパラマーケット
自爆テロ
（15名死亡,60名負傷）

⑤ 2008/3/15
F-6地区伊レストラン
爆弾テロ（1名死亡,15名負傷（邦人2名））

⑥ 2008/6/2
デンマーク大使館
車両爆弾テロ
（6名死亡,35名負傷）

⑦ 2008/7/6
G-6/2地区
警察官に対する自爆テロ
（21名死亡,73名負傷）

⑧ 2008/9/20
マリオットホテル
車両爆弾自爆テロ
（53名死亡,266名負傷）

⑨ 2008/10/9
H-11地区警察施設
車両爆弾自爆テロ
（7名負傷）

⑩ 2009/3/23
警察ｽﾍﾟｼｬﾙ･ﾌﾞﾗﾝﾁ
自爆テロ
（1名死亡,3名負傷）

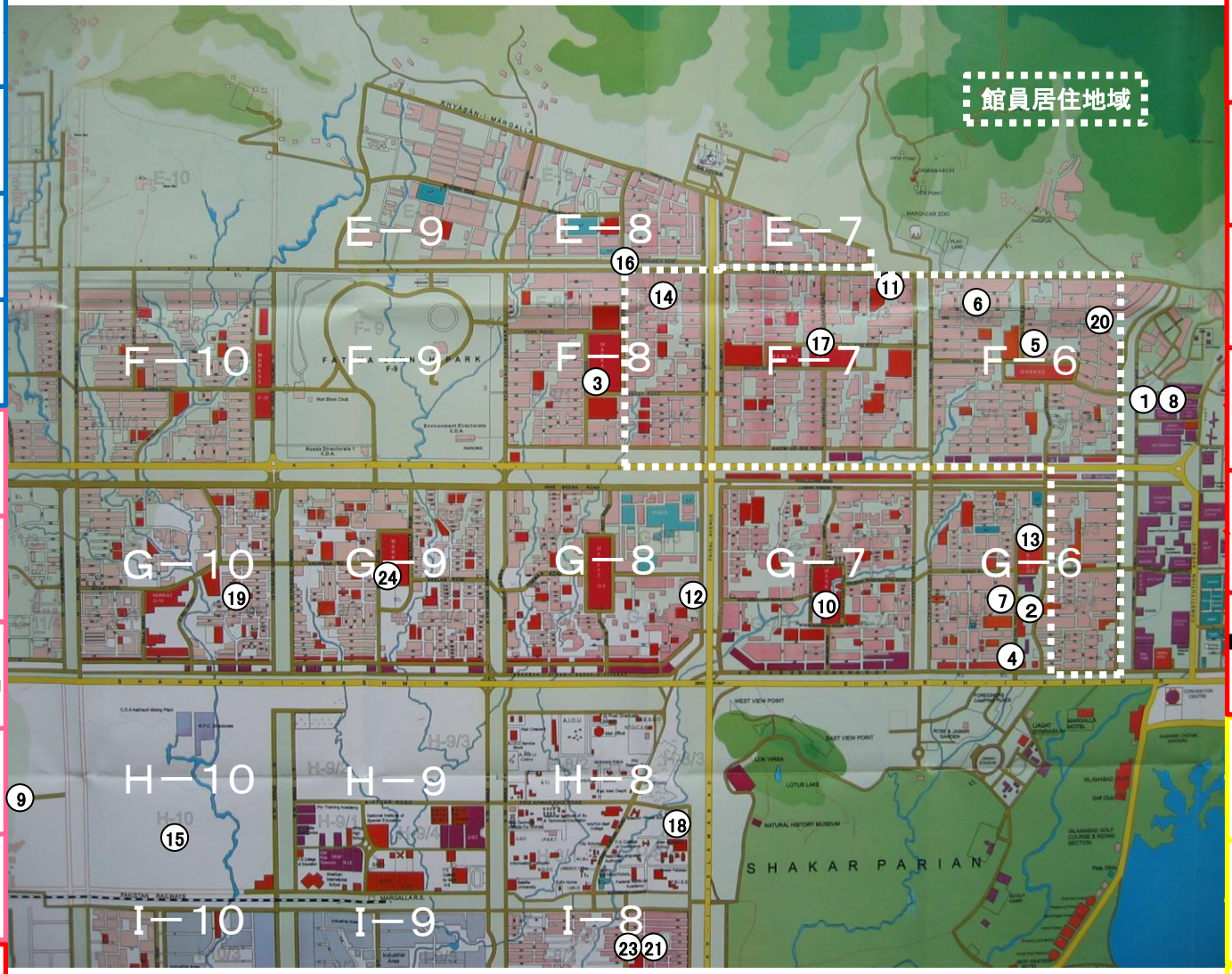

⑪ 2009/4/4
F-7/3地区
FC宿営地自爆テロ
（8名死亡,5名負傷）

⑫ 2009/6/6
G-8/4地区警察
レスキュー15自爆テロ
（2名死亡,6名負傷）

⑬ 2009/9/2
メロディマーケット
連邦宗教相銃撃
（1名死亡,2名負傷）

⑭ 2009/10/5
F-8/3地区
WFP事務所自爆テロ
（5名死亡,7名負傷）

⑮ 2009/10/20
H-10地区国際イスラム大学自爆テロ
（5名死亡,14名負傷）

⑯ 2009/12/2
E-8海軍本部施設自爆テロ（1名死亡、11名負傷）

⑰ 2010/4/7
ジンナーマーケット
低威力爆弾
（死傷者なし）

⑱ 2010/4/13
H-8/3地区
OPF大学低威力爆弾
（死傷者なし）

⑲ 2010/4/13
G-10/4地区
女子大学低威力爆弾
（死傷者なし）

イスラマバード市内でのテロ事件等（2011年～現在）

2011
2014
2013
2016
2017

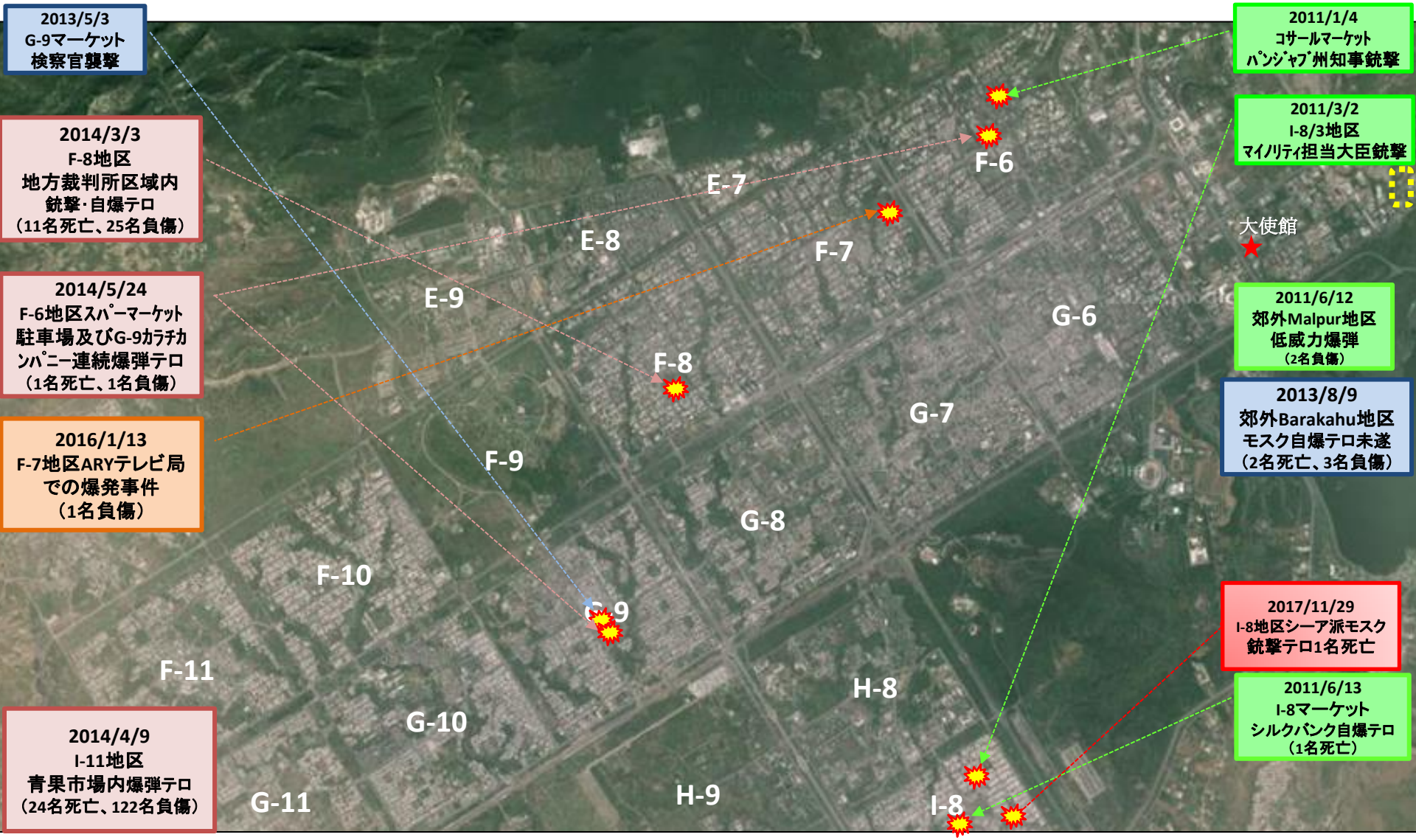

邦人又は外国人関連事件（2011年～2018年）

【邦人が被害にあった事件】

２０１１年	６月	邦人宅不審者侵入事件
	６月	邦人宅銃弾投げ込み事件
	８月	邦人宅窃盗事件
２０１５年	７月	邦人に対する強盗（ガンポイント）事件（Ｆ９ジンナーＡｖｅ）
	１０月	邦人に対する強盗（ガンポイント）事件（パンジャブ州カラ・カハール）
	１２月	邦人宅侵入窃盗事件　（Ｆ８－３）
２０１７年	９月	航空機内における窃盗事件　（バンコク発－当地着航空機機内）
２０１８年１０月		邦人に対する強盗（ガンポイント）事件（パンジャブ州ラホール市）

【外国人が被害にあった事件】

２０１２年１２月		バングラデシュ大使館員盗難事件　（Ｆ－６／３運動場付近）
２０１３年	１月	ベルギー大使館員強盗事件　（Ｆ－６／３地区住宅）
	３月	ヨルダン大使館員強盗事件　（Ｆ－１１／２地区住宅）
	６月	アフガン大使館員強盗・銃撃事件　（Ｆ－１０地区マーケット）
２０１４年	２月	アイルランド人女性窃盗事件　（Ｆ－６地区マーケット）
	５月	イエメン大次席誘拐未遂事件　（Ｇ－１０地区住宅）
	８月	ベルギー大使家族強盗未遂事件　（７ｔｈ　Ａｖｅｎｕｅ）
２０１５年	５月	ボスニア人女性外交官窃盗事件　（Ｆ－７地区ジンナーマーケット）
	６月	中国人窃盗事件　（マルガラ登山中）
	８月	フィリピン大館員宅侵入強盗事件　（Ｆ７－４地区住宅）
２０１７年	１月	伊大館員に対する偽警官強盗事件　（Ｆ７－４路上）
	６月	中国人業務上トラブルに係る暴行事件（Ｆ７ジンナーマーケット内）
	１０月	豪人女性拳銃強盗事件　（Ｆ６スーパーマーケット）
	１０月	中国人長期滞在者強盗（ガンポイント）事件　（ラワルピンディー市内）
	１２月	中国人女性宅強盗殺人事件　（Ｇ－１０／４地区自宅）
２０１８年１０月		スリランカ大使館員宅窃盗事件　（Ｆ－８地区自宅）
	１２月	欧米人強盗事件（ガンポイント）　（Ｆ－１１地区路上）

テロ・一般犯罪等被害に巻き込まれないために

１　テロ対策

- テロの標的となりやすい場所にはできる限り近づかない。
  （米国関連施設、米国系有名ホテルやファースト・フード店を含む欧米関連施設、政府機関・軍・警察等治安当局施設（車両、検問所等含む。）、宗教関連施設）
- 外国人の多く集まる場所や外国人が多く利用する商業施設等の利用は短時間とし、長時間の滞在は極力控える。
  （外国資本のホテルやファーストフード店、国連関係機関、レストラン等）
- デモや集会を見かけたら絶対に近づかず、その場から速やかに回避する。
- マーケットやバス停など人が集まる場所での用事は、短時間で効率的に行なうとともに、常に周囲の状況に注意を払い、不審な状況を察知したら、速やかにその場から離れる。また、特に夜間の人が多く集まる時間帯は極力避けるよう心掛ける。
- パキスタン各地への出張を行う場合には、安全上の情報収集・分析を常に怠らないことはもちろんのこと、その出張の必要性とリスクを比較の上、実施するとの結果に至った場合には、移動間及び活動現場の警備を強化する等十分な安全対策を講じる。
- 車両等にて長距離を移動する場合は、幹線道路であってもできるだけ明るい時間帯を選び、日没後の移動は極力避ける。
  その際も、トラック・デポ（多数のトラックが駐車・待機している区画）付近への立ち寄りは避ける。また、郊外に赴く場合には、その地域の情報に十分注意を払い、必要な場合には、十分な警備体制をとる。
- テロリストは身近なところに潜んでいる。目立つ行動や騒がしい行為は極力控える。

２　一般犯罪対策

- 夜間や早朝の外出は極力避ける。外出する場合は近い距離であっても車を利用し、短時間で効率的に用事をすませるよう心掛ける。
- 人の多く集まる場所では、貴重品はバックや上着、ズボンのポケットなど、盗まれやすいところには保管しないよう心掛けるとともに、携行品はいつも手から離さず、やむを得ず手を離しても体に密着するように置く。
- ホテル客室での滞在中は、常に客室入り口ドアをチェーンロック等も併せて施錠しておく。
- 訪問者が来訪した場合には、ドアを開ける前に必ず相手の身分を確認する。

３　空き巣対策

- 留守時はもちろんのこと、在宅時であっても必ず施錠するとともに、ドアに備え付けてある閂を併用する。
- 来訪者がきた場合、門・ドアを開ける前に必ず相手の人定事項を確認する。警備員がいる場合には、独自の判断で門扉を開けないよう指導する。
- 使用人を雇用している場合、いかなる理由があっても第三者を勝手に住居内に立ち入らせないよう指導する。
- 不幸にして強盗に遭った場合には、被害を大きくしないためにも決して抵抗しない。

４　車両移動時等

- 駐車して車を離れる場合には、警備員のいる駐車場を極力利用するとともに、荷物を車内の見えるところに残さない。
- 車の乗降時は周囲の状況に注意を払い、不審な状況を察知したら速やかにその場から離れる。
- 車両での移動中はドアロックをして全ての窓を閉め、信号等で停止した時などは、拳銃強盗などの強奪の対象となるのでスマートホンや貴重品を外から見えないようにしまう。
- 車間距離を十分に取り、緊急時には方向転換出来るようなスペースを常に意識する。
- 検問所以外で、治安機関による職務質問があった場合には、偽警官の疑いもあるので安易に降車しない。
  少しでも不審点を感じたら「１５」（警察）に電話して在籍確認を行う。

主要マーケット

2018年10月現在

ラマダン期の注意事項

ラマダン時期の注意事項

●　大規模テロ

○　ラマダン期間およびその前後の期間は，過去世界中で大規模テロが発生しており，これまで以上に警戒が必要です（2016年7月ダッカ襲撃テロ事件，2017年5月マンチェスター・アリーナにおける自爆テロ事件他）。

○　特に，金曜日に注意して下さい。

●　一般犯罪の増加

○　ラマダン明けの祝祭日（イード）は、日本の正月のように親族が集まりお祝いを行うため，イードに向けお金の必要性が高まります。そのため，この期間中は，金品を狙った犯罪が増加傾向にありますので、金品の管理は普段以上に気を付けましょう。

●　交通事故の増加

○　ラマダン期間中の夕方頃はイフタール（日没後にとる食事）のため、家路を急ぐあまり車のスピードの出し過ぎ、注意力の散漫等が相まって、交通事故が多発する傾向にあります。

○　自動車を運転する際は、普段以上に車間距離を十分にとり、細心の注意を払い運転しましょう。また、運転手を雇用している方は、イフタールの直前に運転手を使用しないよう心掛けましょう。

●　エチケット（日中の外食等）

○ラマダン期間中、ムスリムは日中の飲食・喫煙を禁止されます。外国人が飲食・喫煙したことによるトラブルは過去ありませんが、目の前での飲酒・喫煙は避けましょう。

在外選挙制度について

2019年4月11日

在パキスタン日本国大使館

在外選挙制度の概要

海外における選挙権行使の機会を確保

（公職選挙法の一部を改正する法律：平成10年4月24日成立）

海外に住んでいても，国政選挙への投票が可能に！

＜対象選挙＞

◆衆議院議員総選挙（任期(4年)満了時又は解散時）

◆参議院議員通常選挙（任期6年，3年毎に半数改選）

◆上記に係る補欠選挙（4月，10月）・再選挙

◎在外選挙制度により投票するには？

在外選挙人証を取得しましょう！

・・・　在外選挙人証？　誰でも取得できる？？
どこで･どうやって？？？

在外選挙人証の取得
～在外選挙人名簿登録申請～

在外選挙人証を取得するためには，申請により市区町村選挙管理委員会の在外選挙人名簿に登録される必要があります。

申請・登録先：日本国内の最終住所地（又は本籍地）が所在する市区町村選挙管理委員会

申請窓口：在〇〇〇〇日本国大使館／総領事館
（お住まいの住所地を管轄する在外公館）

窓口業務時間内に以下の資料をご持参の上，所定の申請書にご記入・提出してください。

・パスポート（又はその他の公的機関発行の顔写真付き身分証明書）
※在留届の「同居家族」欄に記載されているご家族が代理でお越しの場合は，事前にご本人による申請書及び申出書の記載が必要です（代理のご家族は必ずパスポートをご持参ください。）。

・在外公館の管轄区域内に継続して3か月以上住所を有することを証明できる資料（居住国の運転免許証，賃貸契約書等。**原本提示**）
※申請時点の3か月以上前に提出した在留届により確認できる場合は，その他の疎明資料の提示は不要です。

※申請後，在外選挙人証を入手するまでには3か月程度を要します。申請はお早めに！

在外選挙人名簿への登録要件

○ 満１８歳以上の日本国民であること

○ 申請先在外公館の管轄区域内に継続して３か月以上住所を有すること

○ 在外選挙人名簿に登録されていないこと

○ 公民権を停止されていないこと

※日本国内の住民基本台帳に記載されている場合（市区町村役場に国外転出の届出を行っていない場合）は，国内の選挙人名簿に登録されたままになっており，在外選挙人名簿に登録されません。この場合は，該当の市区町村役場に直接連絡の上，必要な手続を行ってください。

新規申請書の記載見本

記入に当たっては裏面をご覧下さい

実際にお住まいの住所を記入してください。
郵便投票のため，局留めとする場合には裏面の特記事項欄にお住まいの住所を記入してください。

1994年5月1日以降に転出した場合は，最終住所地の市区町村名を，同年4月30日以前に転出した場合は本籍地の市区町村名を記入してください。

住所以外の宛先（勤務先等）を郵便投票の送付先とすることを希望する場合のみ記入してください。
ただし，在留届の緊急連絡先欄に記載されている場所のみが対象となります。

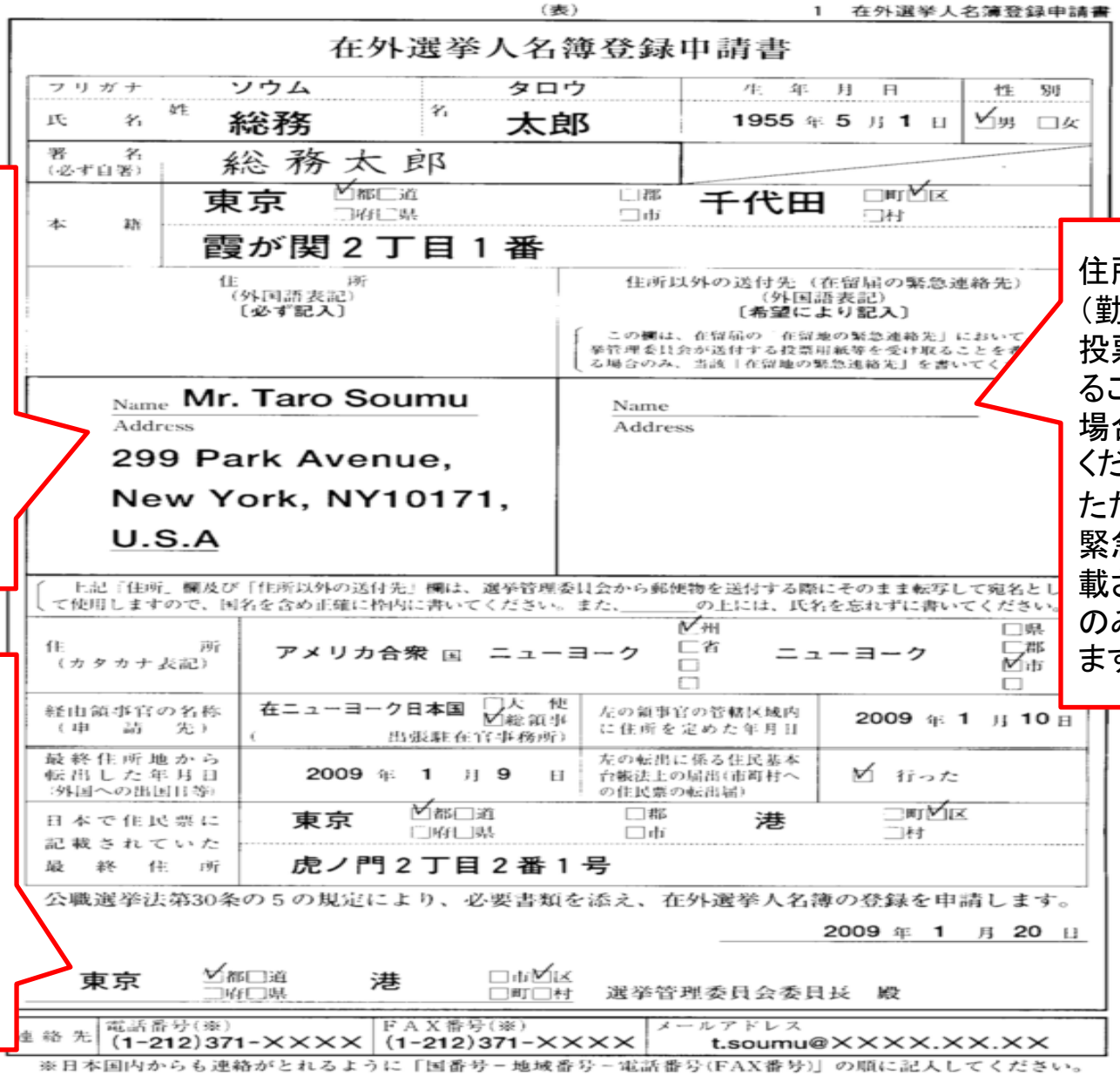

（表）　1　在外選挙人名簿登録申請書

在外選挙人名簿登録申請書

フリガナ	ソウム	タロウ	生年月日	性別
氏名	姓 総務	名 太郎	1955 年 5 月 1 日	☑男 ☐女

署名（必ず自署）：総務太郎

本籍：☑都☐道 ☐府☐県　東京　☐郡 ☐市　千代田　☐町☑区 ☐村
霞が関２丁目１番

住所（外国語表記）〔必ず記入〕

Name Mr. Taro Soumu
Address
299 Park Avenue,
New York, NY10171,
U.S.A

住所以外の送付先（在留届の緊急連絡先）（外国語表記）〔希望により記入〕

この欄は、在留届の「在留地の緊急連絡先」において選管理委員会が送付する投票用紙等を受け取ることを希望する場合のみ、当該「在留地の緊急連絡先」を書いてください。

Name
Address

上記「住所」欄及び「住所以外の送付先」欄は、選挙管理委員会から郵便物を送付する際にそのまま転写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に枠内に書いてください。また、＿＿＿の上には、氏名を忘れずに書いてください。

住所（カタカナ表記）	アメリカ合衆国 ニューヨーク ☑州 ☐省	ニューヨーク ☐県 ☐郡 ☑市	
経由領事官の名称（申請先）	在ニューヨーク日本国 ☐大使 ☑総領事 （出張駐在官事務所）	左の領事官の管轄区域内に住所を定めた年月日	2009 年 1 月 10 日
最終住所地から転出した年月日（外国への出国日等）	2009 年 1 月 9 日	左の転出に係る住民基本台帳法上の届出（市町村への住民票の転出届）	☑ 行った
日本で住民票に記載されていた最終住所	東京 ☑都☐道 ☐府☐県 ☐郡 ☐市 港 ☐町☑区 ☐村		
	虎ノ門２丁目２番１号		

公職選挙法第30条の５の規定により、必要書類を添え、在外選挙人名簿の登録を申請します。

2009 年 1 月 20 日

東京 ☑都☐道 ☐府☐県　港 ☐市☑区 ☐町☐村　選挙管理委員会委員長　殿

連絡先	電話番号（※）	FAX番号（※）	メールアドレス
	(1-212)371-×××××	(1-212)371-×××××	t.soumu@××××.××.××

※日本国内からも連絡がとれるように「国番号－地域番号－電話番号（FAX番号）」の順に記入してください。

（表）

交付番号

在 外 選 挙 人 証

氏　　名

生年月日　　　　年　　　月　　　日

性　　別　　男・女

登　　録　　　　年　　　月　　　日

衆議院小選挙区

住　　所

住所以外の送付先
（在留届の緊急連絡先）

上記の者は、在外選挙人名簿に登録されていることを証明する。

見　本

選挙管理委員会委員長　　印

注　意

1　この在外選挙人証は、投票する際には必ず必要となります。大切に保管してください。
2　在外公館において投票する際は、旅券とともにこの在外選挙人証を提示して投票用紙等を請求してください。郵便等による投票をする際は、投票用紙等を請求するときにこの在外選挙人証を同封してください。
3　投票用紙等は、「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先」に送付され、「住所以外の送付先」欄に記載がない場合は、住所に送付されます。
4　記載事項や投票用紙等の送付先に変更が生じた場合は、この在外選挙人証とともに住所を管轄する在外公館まで届け出てください。
5　この在外選挙人証を紛失又は破損した場合は、住所を管轄する在外公館で再交付の申請を行ってください。
6　一時帰国などで、日本国内で住民票を作成した場合には、当該作成日から4箇月を経過したときに在外選挙人名簿から抹消されることとなっており、抹消後は在外投票はできません。
　この場合（住民票を作成した日から4箇月が経過した場合）には、直ちにこの在外選挙人証を交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返してください。

（裏）

選挙の種類（期日）	投票用紙等を交付した年月日	投票用紙等を交付した在外公館等

見　本

選挙管理委員会の郵便番号、住所、電話番号